論説

「生態移民になる」という選択

三江源生態移民における移住者の生計戦略とポスト定住化社会をめぐって

別所　裕介

１．はじめに～問題の所在と本論の方針

本論は、史上空前の規模で住民移転が進められている「三江源」[1]のチベット牧畜社会を対象に、環境保全に伴う移住政策によってこの地域の都市部に発生した「生態移民村」について、移住者が故地の村との間に構築する能動的な関係性に着目することで、“弱者の社会的包摂”という既存の支配的な捉え方を対象化し、環境保全政策に伴う全体的な社会変化の中に牧畜民自身の価値判断を位置づけていくための方途を探ろうとするものである。

2003年以来、中国ではチベット高原の水源地に暮らす牧畜民を退去させる「三江源生態移民」[2]と呼ばれる政策が進行している。1990年代後半から打ち続くようになった河川災害や黄砂の襲来を重く見た中央政府は、「牧畜民による過放牧」が西部辺境における環境荒廃の主要因であると断定し、砂漠化や植生の劣化が激しい地区を「重点保全対象地区」に指定して、その中での家畜の放牧行為を停止させる方針を取った。

この政策によって放牧地から切り離されたひとびとは、都市部近郊に設けられた「移民新村」に集住し、早期の社会適応と生業転換を迫られることになった。政府はこのために6.31億元の予算を計上し、青海省と甘粛省の合わせて6つのチベット族自治州の州都や県政府所在地など、都市部近郊を中心に86か所の生態移民村を用意した。こうして実際に、2004年から2012年にかけて合わせて10,140世帯55,773人の移住が完了し、プロジェクト第一期の所期目標を達成するに至っている［洲塔ほか 2009；韋 2013］。

第一期における移住者数は、三江源の人口比にして11%強にのぼる。この数字は、北京の中央科学院の科学者たちによって策定された数値目標であり、その算出根拠はリモート・センシングによる測定結果に基づいている［劉ほ

か 2009]。リモート・センシングは、地球軌道上を周回する観測衛星から特定範囲の地表面に対して赤外線照射による遠隔スキャンを行い、得られた地表面の植生データと地区ごとの家畜数の統計を照らし合わせて「放牧圧」と呼ばれる草原生態系への人為的圧力を割り出すものである。これにより、特に三大河川の水利と密接にかかわる水源地区を対象に、放牧圧が自然の生態回復機能をオーバーしていると考えられる牧畜地域が選別され、それらの地域はさらに水源地からの距離に応じて「完全な無人化」を必要とする「全村移住区域」と、一部住民の移住によって放牧圧を下げる「部分移住区域」の 2 つに区分された。たとえば黄河の水源地に位置する青海省果洛チベット族自治州のマドォ県および長江最源流部に位置する同省玉樹チベット族自治州のチュマレプ県では主に全村移住が適用され、コミュニティ全体が家畜を売却処理した上で、故地から数百～千 km 以上離れた場所に用意された移民村へ丸ごと移転した。他方、水源地から多少距離があり、放牧圧のインパクトがそれほど深刻ではないと判断された地域では、次章で詳説するように必要移住世帯数について省政府からのノルマが課せられ、最終的に行政村レベルの村落委員会で移住希望者の選定が進められた。これらの部分移住者の選択余地は全村移住と比べて相対的に高く、移住希望の世帯は所属する県や郷の政府所在地近郊、もしくは州都近郊に用意された生態移民村のいずれかへの転出を選ぶことができる。

こうした政策の流れに対応する形で、中国の学術界では、西部大開発が始動した 2000 年を境に、三江源生態移民のより速やかな社会適応と生業転換を主題とする論考が頻出してくる。最初期のころ、生業としての牧畜の「後進性」を問題視する地域開発論者たちは、移民たちに対して識字率（漢語）の改善と単純労働に耐えうる技術を身に着けるための職業訓練を施し、内地の畜産市場につながる現地の屠畜場や皮革工場への就職斡旋、もしくは民族文化を外部の観光客に見世物として提供する観光文化村へのダンサーや楽師としての就業を促進し、そのように自立できるまでのモラトリアムを補助金と一時的福祉政策によってカバーすることで、家畜に依存してきた牧畜民の精神構造を内側から矯正し、都市部生活者にふさわしい素養を早期に身に着けさせることが可能であると主張してきた [王 2000, 劉・陳 2002, 張 2007,

百楽司宝才仁ほか 2007]。

たとえば、都市部への移住によってより「強盛な文化」と日常的に接触するようになった生態移民の「脆弱な文化」を、都市部地域の近代化した産業形態の中で早期に変質させるべき、と述べる百乐司宝才仁らは、「生態系を保護するためには自然に過度に依存する生き方を変えていくしかない」という端的な見通しの下で、移住後の「文化適応」の成否は、「脆弱な文化」が「強盛な文化」との折衝を介して「文化教養」や「職業能力」の面で市場の要請に適合する「文化的進化」を遂げられるか否かにかかっている、と述べる。

他方、生態移民がある程度進捗したあとの現地調査から、上述のような単線的な社会適応モデルが実際の政策施行の現場で多大な困難に直面していることを見て取り、行政当局からの一元的な支援策の適用ではなく、牧畜民側の文化・社会的属性に配慮したより包括的な制度設計を説く一群の論者がいる。彼らは、上記の論者たちが依拠する「弱者の包摂」型福祉パラダイムによる一方的な支援が、むしろ移民たちから主体的な生活意欲を奪い、無力化や疎外化を招く逆説的現象を知悉しており、移住後の就業困難や細かな生活不適応に由来するストレスの蓄積に対する対処の遅れが、生態移民の本来の目的である生態環境保全の目的からかい離した、憂慮すべき事態を移民村の内部に生み出していることに警鐘を鳴らす。

たとえば、ゴルムド市の生態移民村で調査した田朝暉らは、移住後の生態移民村の生活苦が深刻なレベルに達していることを取り上げ、いったん移住した世帯の一部成員が故地のつてを頼って草原へ逆戻りしてしまう「故地回帰」現象について報告している。彼らはこれらの現象を「移住期間中は草原の使用権を停止し、故地に戻ることを禁じる」という生態移民政策の原理原則から逸脱した「戒めるべき傾向」と捉えており、こうした事態の拡大を防ぎ、「生態環境保全のための移民」という原則を一貫させるため、生活不適応に陥っている移民の子弟らに対する義務教育支援の徹底や、最低賃金が得られる単純労働の公的な整備など、もっとも基礎的な貧困救済と社会保障の観点から、まずは移民たちの生活能力を底上げしていく実質的な手段を取っていくべき、としている［田ほか 2012]。

他方で孟向京は、実際の移民村の社会構成に関する統計調査から、「弱者

支援」という生態移民政策の特定の側面が持つ制度的な矛盾を指摘する。孟は5つの移民村に暮らす生態移民について、故地に残っている牧畜世帯との比較分析を行い、それらのいずれにおいても、移民村に来ているのがもともと生活の苦しい小規模世帯であり、それらの世帯ではすでに移住前から保有する家畜が極端に少ないため、政策の本来目的との関係で見れば、世帯数上のノルマは達成されているものの、草原の放牧圧低減にはほとんど貢献していないとし、(現場の担当者は) ノルマ達成の効率を重視するあまり生態保全上の実質効果をなおざりにしてはならない、と説く［孟 2011］。

三江源生態移民がピークを迎えた 2008 年以降に現場を調査した多くの論者は、移民村の内部で起こっている移住家屋の転売や譲渡、草原への勝手な帰還、さらに移民の送り出し側である地方村落に見られる、制度上の欠陥に起因する移住実施効果の低迷、といった全般的な問題を、「生態保全上の効果」という原理原則と絡めて問題視している。そして、そうした逸脱から出発して、全体の制度設計がよりよく生態保全上の効果を挙げるようにするため、牧畜文化に配慮した家畜の畜舎飼育への共同参画や、「絨毯工場」「乳加工場」といった地場産業の新規創設、ならびに彼らが信仰するチベット仏教の文化に配慮した伝統工芸分野への参画に道を開くことで、総体として「後継産業」と呼ばれる移住後の収入確保の道を充実させ、市場経済への接合をより適正な形態において実現することで、移住後の社会適応をよりゆるやかにサポートすべきことを訴えている［駱 2009, 趙ほか 2009, 韋 2013］。

以上のように、三江源生態移民の実施をめぐる中国の研究者の論調は、当初こそ都市近郊に定着させた移住者を「弱者」として囲い込み、平均的な近代化モデルを一方的に押し付ける単線的な社会適応策が構想されたものの、時間の推移と共に、生態移民と環境保全との実質的な相対効果について批判的に論じるようになり、総じて移民村とその周辺環境により高い包摂性を持たせることで移民の能力開発を支援し、内発的な生業転換を包括的に達成することを訴えるものへと遷移している。

だが、本論では、終局的には生態保全上の効率向上を目標として、生態移民の「順調な適応」をめざし、そこからの逸脱者に対してはさらなる十全な包摂制度の上乗せによって対処しようとするこれらの全体的な論調が見えな

くしてしまうものに注意を喚起したい。

そもそも、上述のような生態移民と環境保全の相対効果を認識的に支える理論的な根拠は、環境工学が算出した「放牧圧」という数値に求められている。筆者は、リモート・センシングを始めとする環境測量の知識に乏しく、「草を以て家畜を定める」と呼ばれる草原側の環境収容力に合わせた人間側の生産調整という方針の有効性を云々する立場にはない。だが、地表の植生と家畜の摂食行動という一組の要素のみに依拠して、環境中の人間の営みを全体の中の関数として析出するマクロな計算式だけに頼って移住政策を推し進めることは、個々に異なる自然条件の下で歴史的に積み重ねられてきた牧畜民の能動的な環境適応戦略のミクロな実践を捉えそこなうのではないかという率直な疑問を持つ。また実際のところ、チベット高原の環境荒廃には、気候変動や近年の鉱山開発、観光開発、さらに冬虫夏草をはじめとする三江源に特有の薬草・薬材をめぐる乱獲の問題など、グローバル規模からローカルな地域レベルにいたる複数の要因が挙げられており、そのいずれかひとつに根本的な原因を還元できない。その中で、国家はあくまでも過放牧が草原劣化の最大要因であると断定し、黄河や長江の水源地区の無人化を進めてきた。しかしその本来的な因果関係は、中央科学院のエンジニアたちによるお墨付きがあるにも拘らず、根本的なところでは判然としないままである[3]。

こうした点を相対化して考える上では、アフリカやモンゴルなど、他の牧畜社会において先行する研究成果を参照することが有益であろう。植民地期以来の社会変動の下で多様な専門分野からの知見が蓄積されてきた東アフリカ牧畜社会の事例では、今日、牧畜民を狭義に規定された「環境収容力」に拘束する旧来の政策のあり方が見直されており、“動的平衡”（Dynamic Equilibrium）[4]の概念を加味して牧畜民が伝統的に保持してきた社会的な適応戦略を再評価することが主流となっている。そこではむしろ、牧畜社会の本来的持続可能性を侵食するグローバル化や市場経済への包摂に家畜中心の世界観がどのように対応するかが課題となっており、外部変化に合わせて生産システムを微細に修正する牧畜生活者のミクロな対応能力に改めて関心が集まっている［cf. 内藤 2009，孫 2012］。

翻って中国の研究者の間では、“平衡―非平衡”という環境収容力に関わ

るトピックは主に国土全体の「持続可能な発展」という経済活動上の便宜においてしか考量されず、東アフリカの牧畜研究で志向されるような、牧畜民自身の能動的な環境適応戦略を、家畜と共にあるローカルな暮らしの文脈と関連付けながら、さらにその外側にある開発や市場経済などの社会動態との連環において読み解こうとするアプローチは一様に脆弱である[5]。

すでに見たように、中国における牧畜地域を対象とする研究の主流は、牧畜の後進性を抜きがたい前提とした上で、牧畜民の社会適応をより円滑化する方途を模索する社会学的研究分野であり、そこでは「社会的包摂」［韋2013］や「文化の調節的適応」［桑才讓2011］など、欧米由来の最新単語が援用され、移住政策に生態保全上の最大効果を持たせようとする。こうした「適応」と「逸脱」の二分法をめぐる考察によって移民村の動静を見渡し、その実情に対してより十全な制度設計を志向する姿勢は、東アフリカなど先行する牧畜社会研究で主要な関心を集める牧畜民側の戦略的な社会適応を単に「逸脱」として捉えていく固定された視座につながり、「適応」と「逸脱」のまさにその合間に産出される牧畜民の主体的な選択が持つ含蓄を見えなくしてしまう。

以上の問題点を踏まえ、本論では、社会的に劣位に置かれた集団としての牧畜民の受動的な適応のあり方に焦点を合わせてきた既存の生態移民研究の主流に対し、牧畜民個人が移住をめぐって行っている能動的判断のプロセスに肉迫することで、移住後の都市生活と故地の放牧生活双方の生計を両立させる戦略を取ろうとする人々のミクロな実践を浮かび上がらせる。これにより、牧畜民を全般として「家畜から切り離されて生存できない、本質的な欠陥を抱えた弱者の集団」としてしか表象することができない現状の枠組みを対象化し、現代の牧畜民が持つ社会的属性の一端を、彼ら自身の内面にある草原や家畜に対する位置づけの変化と合わせてみていく手段を模索しようとするものである。

取り上げるのは、黄河源流域に位置するあるひとつの牧畜行政村である。黄河河源から 300km ほど離れたこの地域では部分移住が推進され、総人口の 9%程度の住民が県庁所在地近郊をはじめとする生態移民村へと転出している。本論では、この村の移住前後のプロセスに関して行ったフィールドワ

ーク資料を用い、移住後の牧畜民が故地の村との間に構築する能動的な関係を記述するという独自の着眼点から、「弱者の社会的包摂」という既存の支配的な捉え方を対象化することを試みる。

以下次章では、青海省の三江源生態移民の実施について、中央で発令された生態移民プロジェクトがこれを辺境側で請け負う地方政府の手で末端の行政単位へと送られていく政策伝達の過程を振り返り、「環境のため」という名目の下で、地方行政の指示と末端行政側による対応行動が単に「数値目標」のみを媒介として結び付けられている状況を詳しく見ていく。次に、第 3 章において、特定の移民村とその故地の双方における現地調査に基づき、生態移民を送り出す側の村で、どのように個別世帯が選出されたかについて報告し、さらに、移住後の彼らがどのように故地との連絡をとり、そことのつながりを現在でも更新し、保持しつづけているのかを報告する。そして最後の第 4 章で、前二章の流れを総括し、移住世帯が故地との間で取り結んでいる生計戦略の社会的な意味合いを検討する。その上で全体をまとめる形で、「環境を守る」という名目の下に移住政策に応じる人々が形成していくポスト定住化社会の景観と、それを「弱者の包摂」という全体的で一方的な観点から捉え続けることの問題性を指摘する。

２．青海省における三江源生態移民の進捗

(1) 各級行政レベルの政策実践～中央・省・州

2005 年 1 月、国務院は「三江源自然保護区の生態保護と建設の総体規格化」（以下、本論では「三江源自然保護プロジェクト」と略称する）を正式に承認し、75 億元を投じて辺境地域の生態環境保全に乗り出した。第 1 期の事業期間として 8 年間を予定したこのプロジェクトは、三江源のおよそ半分の面積にあたる 15.23 万㎢を「国家級自然保護区」とし、644 万 ha の放牧禁止区域の画定、6,500ha の耕地を草原・森林に戻す「退耕還草・還林」の実施、山を入山禁止にして森林を育成する「封山育林」と砂漠化防止・湿地保護・退化した草原の回復など諸対策の対象面積を 80 万 ha、「土砂流失」を修復する地域 5 万 ha をそれぞれ確保するものである。「三江源生態移民」はこの総合パッケージ型の環境保全プロジェクトの中に包含される。

このような環境保護に特化した大規模な予算措置が決定した結果、辺境側の地方行政組織の間には、「環境保全を主軸とした地域経済の発展戦略」を大々的に打ち出す姿勢が鮮明になった。主要河川の水源地として東部地域の水利に影響する三江源地区は、国家主導の環境優先主義の文脈において「中華水塔」とも呼称される水資源管理の要衝であり、手厚い自然保護策によってそのエコ・サービスシステムが十全に保全される必要があった。地方政府側はそのことを十分知悉し、自らが治める地域で「環境保全」に特化した施策を手厚く実行することで、中央が期待する「環境に優しい辺境」になることを当面の努力目標に掲げるようになった。

事業実施にあたり、青海省総書記の強衛は、「青海省は“エコ立省”を堅持する。GDP を犠牲にしてでも、生態環境は絶対犠牲にしない」、「科学的発展観に立脚した『生態文明』を建設し、人民・国家の発展と世界安定に貢献する」、「生態保全を通して青海省のブランド・イメージを確立し、経済振興を両立させる」などの発言をマスメディアに公表し、国家的環境主義の潮流に忠実に呼応する姿勢を見せた[6]。また彼は 2010 年 3 月の全国人民代表会議開催中に時事通信のインタビューに答え、環境保全を最優先事項とする青海省政府の施策について、「(チベット族など）少数民族の生活改善と生態系保護は結び付けて考える必要がある」と強調した上で、「生態系保護のために遊牧生活者を移住・定住させる『生態移民』だけでなく、少数民族の遊牧民の『原始的な生産方式の伝統』を転換するための思想工作を通じ、収入増加につなげていると取り組みを紹介した」という[7]。ここでは、青海省の為政者が「エコロジー」を全面化させることで中央政府の「互恵的発展の構築」という呼びかけに積極的な呼応姿勢を示していると共に、牧畜は「原始的な生産方式」であり、「思想工作」という言葉で、自らの治政下にある地域の牧畜民の遅れた考え方を定住・定着化政策の推進によって精神レベルで改変していくことの必要性が何ら疑義をさしはさむ余地なく吐露されている。

これに伴い青海省政府は、前出の劉紀元・中国科学院地理科学与資源研究所所長を学術指導顧問に迎え、「草を以て家畜を定める」という定量分析の結果をもとに、現場における具体的な数値目標を制定した［cf. 劉 2009]。そして実際に数値削減の施策を請け負う部門として、省環境保護庁、省人民代

表会議環境資源委員会、省政府政治協商会議環境資源委員会、省三江源弁公室、省農牧庁、省林業庁、省水利庁、省気象局など、環境問題に直結する部署を総動員して政策遂行に当たらせたほか、三江源独自の部署として省三江源自然保護区管理局、三江源生態監測工作組などを編成して、劉らの学術的指導・助言の下で、水源地から牧畜民を退去させる「生態移民」関連の業務にあたらせた。青海省治下でこのパッケージング政策の対象となったのは、果洛州、玉樹州、海南州、海西州、黄南洲の 5 つのチベット族自治州であり、これにゴルムド直轄市の飛び地の一部が加わる。省政府は各自治州政府に事業計画を下託し、これを受けて州政府は各州内の県政府に、県政府はさらに郷政府に、という形で末端まで事業分担を細かく割り当てていった。

ここで、このプロジェクト全体のうち三江源生態移民について、人口約 15.4 万人（うち 91%がチベット族）の果洛チベット族自治州（以下、ゴロク州と略称）の例を取り上げて、州政府から末端の村落までの割り当て状況を見ていきたい。まず、ゴロク州は三江源のうち黄河の水源区域に位置している。黄河最上流部の流れはマドォ県の最西部から発して、西から東へと蛇行して流れ下り、いったんその流れが甘粛省の甘南チベット族自治州のマチュ県へと入った後、そこで東から西へと流れが反転し、アニ・マチェン山系の北側を通ったあと、青海湖方面へ向けて北上する形を取る。ゴロクはこの最上流部を占めるため、水利調節の重点地域として「三江源自然保護プロジェクト」の中核部分に位置づけられる。

李芙琴の報告によると、2008 年末時点で、ゴロク州には 28,466 世帯 119,400 人の牧畜民人口があったという。これに対し州政府は 2003 年より、165 万㎢を禁牧地区とし、それに伴い羊換算で 831,600 頭分の家畜を削減し、2,702 世帯 12,042 人を生態移民、もしくは退牧還草に伴う移転政策により州内 20 か所の移民村へと送り込んだ。移民村の住居建設には 1.227 億元が使われ、2,703 棟が竣工したという。この移民プロジェクトの実施により、州総人口の 10%が草原を引き払い、都市部へと転居したことになる。李は、多数の牧畜民大衆が町へと移住したことで、集中居住の度合と彼らの生活の都市化水準を引き上げたと述べ、この居住条件の改善により、病院への通院や子弟たちの修学困難といった既存の問題に有効な解決が見られ、移民たちは

急速に都市部での生活に順応しつつある、と楽観的な観測を述べる［李 2010：35］。ここでは、禁牧措置に伴う草原からの退去にあたり、人々が売却処分した家畜（ヤク、羊、ヤギ）の頭数が羊単位で換算（ヤク 1 頭は羊 4 頭に換算される）され、それが「草原からの放牧圧の軽減」として数値的に表現されていることに注目したい。

(2) 各級行政レベルの政策実践〜県・郷・村

次にここで、県単位以下の移民プロジェクトの進捗について見る。ゴロク州には 6 つの県があるが、そのうちの S 県[8]には、上述の州全体の「禁牧囲い込み区域」の分布にかんがみ、県の全人口のうち、2011 年までに合計 600 世帯、約 3,000 人の移住ノルマが割り当てられた。これは県人口のおよそ 11％にあたる。県はさらに各郷に対して、それぞれの人口規模に応じた移住ノルマの配分を行った。このうち T 郷では、110 世帯の移住が必要となった。T 郷は 4 つの牧畜行政村から構成され、郷政府はこの 4 つの村の牧畜委員会にさらにその村人口に応じたノルマを割り振った。本論で取り上げる U 村は 245 の牧畜世帯から成り、25 世帯分の移住ノルマが割り当てられた。U 村は内部でさらに 6 つの小隊（組）に分かれており、谷ごとにそれぞれの夏と冬の放牧地を所有している。U 村の幹部である牧畜村委員会書記（村委書記）は、各小隊の隊長を務める牧畜民と協議し、村の中から 25 世帯を選定する具体的な方法を話し合った。このレベルでは、個々の移民選定の裁量は末端の書記にゆだねられており、数字上のノルマ達成と、特定期限までに移住を完了させること、という 2 点以外の条件は課されていない。

2006 年春、U 村では書記、副書記、主任の村三役が呼びかけ人となり、U 村から移住する 25 世帯を選出するための会合を開いた。U 村ではすでに 2004 年の時点で今回の移民政策の概要について村民全体向けの説明会がなされており、今回は移住に興味をもつ世帯に呼び掛け、その中から実際に移住する 25 世帯を絞り込むことが目標とされた。会合は小隊ごとに開催され、各回平均で 30 名前後の世帯主が集まったという。この会合では、U 村出身で、移住予定先の生態移民村で世話役を担当することになった V 氏と、書記である W 氏の二名が仕切り役となり、それぞれの小隊の人口に応じて必要

な世帯数を挙げた上で、選定の優先事項として、①自然災害などが原因で家畜を失った貧困世帯、②病人や障害者を抱えた世帯、③母子家庭で子供が多い世帯、の 3 つを基準としたい旨、説明を行った。会場からは異論はなく、その場で、上記 3 条件のいずれかもしくは複数に該当する生活困窮世帯が自ら名乗り出て、その場で移住候補に選出された。だが、各小隊平均で 4 世帯強の枠に対し、自ら名乗り出た最貧困世帯が 1~2 世帯にとどまる小隊もあり、残りの枠に会合参加者が殺到することとなったが、U 村では中流クラスの経済状況はほぼ横並びの状態であり、明確な優劣がつけにくかったため、残りの割り当てをめぐっては W 氏が「後日くじ引きにて決定する」旨を諮り、全員がこれに合意してその日は解散となった。

しかし、この会合が開かれてからしばらくたったころ、U 村ではくじ引きによる移住者選定に合意した世帯すべてが移住希望を取り下げ、さらに最貧困世帯からも辞退の意が示されたため、移住者選定はふたたび振り出しにもどってしまった。その理由は、三江源生態移民政策によって移住したものは、事後自分の故地に戻ることは一切許されず、草原に立ち入ることができなくなる、といううわさが広まったためであった。

当時、村人の間でもっとも問題視されたのは冬虫夏草の採取条件だった。冬虫夏草は、チベット語で「ヤルツァ・グンブ」と呼ばれるチベット高原地域のみに生息する特殊な植物である。チベット語を直訳すれば「夏は草、冬に虫」となるように、冬の間土中で冬眠している蛾の幼虫に茸の菌糸が寄生し、幼虫の栄養を吸い取って発育し、初夏に茸として地上に芽を出すものである。冬虫夏草は標高が高く寒冷なチベット高原の各所で採取できるが、2003 年の SARS 騒動をひとつの契機として、このチベット産の特殊な薬草が呼吸器系の感染症全般のほか、癌治療や若返りにも効果があるという見方が内地漢民族地域で広まった。さらに台湾やアメリカなど、海外でもその効能に対する過剰な喧伝が広まり、冬虫夏草の市場価格は連年右肩上がりの異常な高騰を見せるようになった。これらチベット高原産の冬虫夏草のうち、もっとも高い市場価値がついているのが三江源地区のものである。この地域の冬虫夏草は標準サイズのもので日本円にして 1 本 500 円の値がつく。このため、三江源の牧畜民をはじめとして、外から入ってくる出稼ぎのひとびと

など、多くの採取者が5月から6月にかけてのシーズンにこの地域の山中へ入り、テント生活をしながら草原に這いつくばってこの冬虫夏草を探す姿が見られる。地元の人間や経験豊富な採取者であれば、1 シーズンの間に平均で400〜600g ほどを採取することができる。冬虫夏草の取引は甘粛・青海を故地とする回族の商人たちの手に握られており、彼らは主要な都市部に問屋を開いて、採取者たちが持ち込んでくる冬虫夏草をg単位で買い取る。参考までに、2012年初夏のゴロク州・州都の回族店舗における買い取り価格は、日本円換算で1kg180万円というものであった。

冬虫夏草はこのように高値で取引され、その価格は年々上昇し続けている。従来、畜産品以外に現金収入のなかった地元牧畜民にとって、近年では冬虫夏草が最大の収入源であり、あとで見るように家計の大半を冬虫夏草による収入に依存している世帯がほとんどである。このため、都市部への生態移民によって見込めるメリットは、冬虫夏草の採取権の喪失と引き比べればまったく釣合のとれるものではなく、これによって移住希望者がゼロになってしまう事態を招いたのである。

2007年3月、U村ではふたたび移住者選定の会合を開き、前回の希望を取り下げた世帯を含む各小隊の移住希望者が一堂に会した。その場で、V氏は県政府から聞き出した生態移民に関する最新の方針について伝達し、「移住後、故地の放牧地における冬虫夏草の採取権については特に明確な決まりを設けない」という言質が州政府側から取れていることを説明した。つまり、移転後の空になった草原はフェンスによって囲い込まれ、その中への家畜の侵入は厳禁されるが、冬虫夏草のシーズンに限って自分の放牧地に戻ることについてはお目こぼしをする、という政府側の態度が明確に示されたことになる。この言質により、移住しても冬虫夏草を採る権利は残ることになり、移住希望者の懸念は解消された。前回の最貧困世帯に加え、今回は残りの枠に合計で60数世帯が希望を表明したが、村三役はそれらの中から経済条件が劣るものを下から順次選んでいき、最終的に25世帯を確定した。

その後2007年7月から2009年6月にかけて、上記のプロセスで選ばれた25世帯のすべてが、距離にして120km余り離れた県政府所在地に設けられたX移民村への移転を完了した。当初、U村移民に対してはより近い距離

にある郷政府近郊の別の移民村が提示された。しかし、彼らはそこへの移住を望まず、どうせ移転するならば町の規模が大きく、便利で物が豊富なX移民村を希望したい、という意志を一貫して示し続けた。その結果、当初予定より半年遅れてX移民村への移転が認められることになった。X移民村は各居住区が整然としきられた碁盤の目のような構成で成り立っており、全体で2百数十世帯を収容できる。U村からの移住時には、すでに相前後してT郷の他の村からもそれぞれのノルマに準じた数の世帯が入居し、全体で百数十世帯にのぼるT郷出身の牧畜民がX移民村の南側半分に居住域をあてがわれた。移住先では、V氏のかねてからの説明通り、3つの部屋（居間・寝室・物置）からなる庭付きの住居が供与されたほか、当面の生活費として 8,000元の補助金と3,200元の子弟教育費、小麦粉2袋（60kg）、および適量の石炭の給付が5年間を限度として開始された。この間、移民村ではV氏が社区長として常時待機しており、到着した世帯にくじ引きで入居する家を割り当て、電気や水道など生活インフラの手配をし、年二回に分けて給付される補助金を政府の窓口から受け取って各戸に配分するなど、25世帯の移住後の生活に関して世話役としての任に当たった。

他方、移民を送り出す側では、W氏が「環境保全政策」の一環としての生態移民の事務作業を進めていた。ここで特筆すべきは、中央科学院の劉研究員らが行った「草を以て家畜を定める」に基づく放牧圧の削減目標は、共産党行政機構の最末端で働く W 氏の手にある「草原生態保護補助奨励制度牧畜世帯データ統計表」と呼ばれる一覧表の上での「引き算」として展開される点である。

青海省の牧畜地域では、1982年の人民公社の機能停止に伴い、家畜の私有を認めない社会主義集団化体制から、家畜の私有と自らの裁量による売買を認める「個人請負制」への切り替えが進んだ。この際、牧畜民に対して夏用と冬用それぞれの放牧地を 50 年間の年限で貸与する「草原使用権」の方針も定まり、域内の谷ごとに放牧していた各小隊の世帯ごとに放牧地を割り振った。これは「草原使用証」として謄本化され、牧畜村委員会の書記がこれを一括管理することになった。この使用証には、貸与対象となる世帯主の名前のほか、各世帯の夏と冬の放牧地の地理的範囲と面積、使用可能期間など

のデータが個別に記載されており、末端の行政事務では土地登記簿と戸籍証明を兼ね合わせたような意味合いを持っている。

今回の生態移民に当たり、W 氏は、村内人口一人頭の草原からの退去を、草原負担に換算して「13 ムー分（1 ムー＝6.667a）」の軽減として処理するよう、郷政府から指示を受けていた。このため、25 世帯が U 村を離れるにあたって W 氏が実際に行った業務は、各世帯の家族の人数に 13 を掛けた数字を、先の「統計表」に記されている U 村の夏と冬それぞれの放牧地の総面積を表す数字から逐一差し引いていく作業であった。たとえば 5 人家族の世帯が移転した場合、世帯主の名前と家族数が表に書き込まれ、それに 13 を掛けた 65 ムーが「草原負担削減面積」としてその欄に計上される。この一覧を 25 世帯分作り、それを合計した数字を、統計表に打ち出されている夏と冬の牧草地それぞれの合計面積から差し引くのである。W 氏はこの数字を、今回の生態移民によって軽減された「草原負担」の総計、として上級に報告することになる。

以上が、最末端の行政単位である牧畜村における政策実践の中身である。北京のエンジニアがチベット高原の三江源地区に対して設定した理論上の削減数値は、末端においては当該村の面積表から一人頭 13 ムーの数字を差し引く、という行為の集積として現れている。想像に難くないが、この末端のレベルで、「国土の西部と東部の互恵的関係構築によって持続可能な調和社会の実現を目指す」という壮大なプロジェクトの意味合いを意識することの必要性は皆無である。上級に報告する行政文書の作成を担当する W 氏はただ粛々とその引き算を行うのみであり、そして言うまでもなく、その表の上で「13 ムー」という数字に置き換えられる当の牧畜民たちにとって、北京中央に端を発し、順次トップダウン構造の中を降りてくる過程で役人たちの間に模倣されていく「向環境的」な姿勢や、「草原負担の削減による国土経済への貢献」という意識は、現場で「生態移民になるかならないか」を実利的に判断する個々の牧畜民の選択基準とは無関係である。結論を先取りすれば、「環境のため」に移住する、という上位における言説は、末端のレベルでは「生活のため」に環境政策を機会主義的に利用する、という生計戦略の実践へと変転するのであり、その両者を橋渡しする唯一の媒介項が「13 ムー」という

無機質な数字であるに過ぎない。

それでは、現場の牧畜民の側から見て、具体的にどのような事項が「生態移民になる」に値する、と見なされているのだろうか。この点について以下では、U 村に与えられた 25 世帯の割り当てをめぐって村内に生じた移住直前までの人々の行動と移住後の経過を詳しく見ていくことで、個々の牧民世帯による主体的選択のミクロな背景を具体的に検討してみたい。

３.「生態移民になる」という選択～移住前後の生計戦略の展開

(1) 対象地域の概要

本章の内容に入る前にまず対象となるゴロク地域について簡単に触れておきたい。ゴロクは、伝統的に黄河源流域に純粋放牧を営んできたゴロク部族の故地である。陳慶英によると、19 世紀末のゴロク社会は、全体で 200 以上に分化したクラン集団から構成され、互いに自主独立の関係を保ちつつ、状況に応じて離合集散を繰り返す社会形態をとっていたという［陳 1995：106］。平均標高が 4200mに達する厳しい環境の中で家畜に頼った生活を営み、中央チベットのダライラマ政権にも、中華皇帝の権威にも従ってこなかった自律性の高いゴロク部族の社会に人民解放軍が入り、人民政府を成立させたのは、他の自治州よりも遅く 1954 年に入ってからであった。その後 58 年には、後述のようにゴロクの広範な地域で「反乱鎮圧」を名目とした解放軍の掃討作戦が展開され、人口の 15%にのぼる人々が虐殺されたという。

90 年代前半にゴロク州の北側地域で調査を行った Goldstein［1996］によると、中国併合後から三江源生態移民の始動前までのゴロクにおける牧畜政策の流れは以下のようにまとめられる。

①「チベット解放」から文化大革命期（1951～1977）

1952 年、タシ・ワンチュクに率いられた人民解放軍の部隊がゴロクで帰順工作を行い、共産党自治政府の設立準備がはじまる。その後、当年と 57 年に相次いで起こったゴロク部族の一斉蜂起によって放牧システムは極度に混乱した。58 年、人民解放軍の苛烈な鎮圧作戦によって反乱が平定されると、集団化による増産、農地の開拓、精神改造キャンペーンなど理不尽な施策が

急進的に進められた。人民公社時代はすべてが点数に還元され、牧民の生産意欲を大幅にそぐ結果を生んだ。その後の文革期の混乱は派閥抗争によって人民公社の機能すら麻痺させた側面がある。家畜が自分に所属しないため生産性はあがらず、生活の向上は見られなかった。

②脱集団化期（1978～1993）

1978 年以降、個人と世帯に牧地と家畜を再分配する「請負制」の下で、全家畜は「牧畜委員会」に一旦受け渡された後、さらにその下位単位である「合作社」に、「売買不可能な 50 年の年限」で管理を任せることになった。ゴロク州でのこの政策の正式な導入は 83～86 年の間である。これによって、80 年代初頭まで続いてきた前近代的な生産システム、すなわち家畜頭数ごとに有能なものが失敗した者の分の草地を使用できる、という土地利用の柔軟性は失われ、冬の牧草地はフェンスで囲いこまれて世帯ごとの管理となり、家畜の増減にかかわらずひとつの放牧地を使用し続けることになった。

③民営化進展期（1994～2002）

沿海部諸都市の発展に続くべく、青海省では畜産品に焦点を当てた生産性向上とキャッチアップが目指された。牧畜民が普遍的に持つ「頭数最大化」志向は、生態保全上の要請に沿うように変更される必要があった。1994 年に定められた中央のチベット改善政策による潤沢な資金をもとに、①飼料栽培、②冬営地の避難小屋、③冬営地の囲い込み、④損害の軽微な放牧地の再建、および⑤ナキウサギの全面的駆除によって、家畜の数を一定に保てるようにしようとした。これらの施策を元手として、牧民への精神面の効果も重要視された。すなわち、草原のキャパシティに合わせて自己の欲望を調整できる、安定重視の近代的家畜経営への転換が急がれた。

(2) 牧畜コミュニティ側での対応

先述したように、U 村の牧畜委員会では移住者の選定に当たり、貧困度に応じて下から悪い順に選ぶ、という一定の規範が存在した。だが、冬虫夏草の採取権をめぐっていったん全世帯が移住希望を取り下げたことからもわか

るとおり、牧畜世帯の側では、移住後の生活条件を少しでも有利に導くため、移住によるメリットとデメリットを天秤にかけながら慎重に見極めようとする姿勢を一貫させていた。このような生計戦略上の駆け引きは、冬虫夏草の採取権のほかにも、所有家畜の処分に関することや移民村の立地条件をめぐって最大限に志向された。

筆者はこの点を明らかにするため、2013 年の 4 月と 8 月、U 村の友人（非移民者）とともに X 移民村を訪問し、U 村から移住して 4 年が経過した 25 世帯の生活状況を調査した。調査時の使用言語はチベット語アムド牧畜方言である。この調査から判明した移民村の現況を下記【表 1】にまとめた。この表の左端のギリシャ数字は出身の小隊を示す。最上段の数字は経済状況を 1〜7 までの数字で大まかにランク付けしたものであり、数が小さいほど貧困である。各枠内のアルファベット 2 文字は世帯主名を示し、右側の数字は世帯主を含む家族数を示す。下線は世帯主が女性（母子家庭）であることを示し、*マークは元々の移住決定者に別人が成り替わっている世帯、#は移民村に常時不在の世帯を示している（下記事項②において詳説）。世帯主の年代は 30 代 10 名、40 代 6 名、50 代 3 人、60 代 5 名、70 代 1 名である。最年少が 30 歳（ST）、最年長が 70 歳（MB）である。

【表 1 : 移住した 25 世帯の現況】

	1	2	3	4	5	6	7
Ⅰ	MP (5)		ST (4)	DD* (10)	PB# (3)	ZG*# (3)	
Ⅱ			YK (6)	MB (3)	PT# (4)	LC* (3)	
Ⅲ	KP# (4)			AS* (5)	LT (6)		
Ⅳ	KB (3)	SM (4)	PM (5)	ZC (5)	JS (9)	TP (4)	CC* (3)
Ⅴ	GL (5)		NJ (7)	DG (4)			
Ⅵ			KN (2)	SD (5)	KR (3)		

以下ではこの表の分析に基づき、「生態移民になる」ことをめぐる価値判断の要点を下記 2 点にまとめることから、牧畜民側の主体的な選択の中身について検討したい。

①家畜の処置

この表の中でもっとも困窮している世帯は 1-Ⅳの KB（38 歳）である。KB は妻（34 歳）、息子（5 歳）との三人暮らしであるが、本人が難病を患い医療費がかさんでいること、冬虫夏草の採取者は妻ひとりであることなどから、2012 年の収入 23,200 元（内訳：補助金 48%、冬虫夏草 43%、その他生活保障 9%）に対し、同年の支出は 26,920 元（内訳：生活費 45%、債務返済 33%、医療費 15%、その他 7%）で、収支上数千元の赤字である。1 のラインの他の 3 世帯もいずれも赤字状況を抱えている。

他方、7-ⅣのCC（37 歳）の収入は 103,200 元（内訳：冬虫夏草 68%、畜産品 19%、補助金 11%、その他生活保障 2%）、支出は 71,660 元（内訳：生活費 57%、車輛燃料・維持費 22%、宗教儀礼・社交 12%、その他 9%）であり、3 万元余りの黒字となっている。これは後述する通り、CC の家に実際に住んでいるのは登録上の名義とは異なる CC の父親の世帯 6 名（分家した CC から見て本家）であり、このうち 4 名が冬虫夏草採取に豊富な経験を有していること、移住前に家畜の大半を兄弟と近しい親戚に分散して預け、そこから得られる畜産品を町で売買していることに由来する。この世帯では 2 台の自家用車と 2 台のバイクを有し、僧侶を自宅に招いた法要や冠婚葬祭をめぐる社交費用の支出など文化的活動にも熱心であり、都市部での生活に困窮している様子は見られない。

このように同じ生態移民として移民村に暮らしていても、経済状況には大きな開きが出ている。収入としては年間収入の 5 割～7 割程度が冬虫夏草で占められることは各世帯横並びで共通しているが、重要なのは世帯当たりの経験豊富な冬虫夏草採取者の数と、故地からの畜産品の仕送りがあるかどうかという 2 点になる。表 1～3 までのラインの 10 世帯は移住前から所有する家畜が極端に少なく、家族に病人がいたり、母子家庭で子供が多くいたりするなど、いずれも困窮した状態にあった。移住に際して残り少ない家畜を売り払い、家屋の内装などの費用に充当したため、故地の親類を通じて得られる畜産品もゼロである。これに対して 4 のライン以上の 15 世帯は、移転に際して一部家畜を売却処分したものの、残りの家畜を近しい親類に預託し、

移転後も家畜から畜産品が得られる道を温存することができた。ゴロク社会には家畜の預託に関して「年貢制度」のような伝統的な決まりがあり、預託者には毎年秋の終わりに乳牛一頭につき 5kg のバター、4kg のチュラ（固形チーズ）を受け取る権利がある。生態移民政策の理念上の建前では、移住者は移転に当たって所有する家畜をすべて売却処分しなければならないが、これに関して末端の政策実践を拘束する明確な法規は存在せず、証明書類などの提出も義務付けられていない。U 村でも、村三役は家畜の売買については各世帯の裁量にまかせる、として証明資料などを求めることはしなかった。このため、多くの世帯が家畜を処分したと見せかけて実際には親類縁者に預託する形を取ったのである。

②移民村内部の変動

上記をふまえ、さらにこの 25 世帯の内部構成にさらに細かく目を凝らしてみよう。筆者が W 氏から聞き取った U 村生態移民の選定時の会合記録と、実際に X 移民村で暮らしている世帯とを照らし合わせてみると、表 1 のうち DD、AS、CC、ZG、LC の 5 世帯については、実際に移住を決定された世帯ではなく、別の世帯が入居していた。このうち DD、ZG は、移住することが決まった世帯と取引をし、5 万元程度の現金と引き換えに生態移民の権利を買った、と U 村の中で推測されている。AS はいとこ兄弟の AT から賃貸で家を借りている。家の権利は AT にあり、AS は家賃として補助金の半分を AT に渡している。AT（57 歳）は U 村で伝統チベット医学の知識を持つ薬草医であるため、移住が決まった後、村人が慰留を希望したことから、AS が代わりに町へ住むことになった。一方 CC は、離婚して母子家庭となり、U 村に出戻っていたところ移住が決まり、子供を連れて移民村へ入ったが、その後別の郷の牧畜民男性と再婚して夫の実家で暮らすことになったため、移民村の家を自分の父親の隠居場所として譲渡し、子供も残していったことで形成された世帯である。この父親が U 村移民の世話役を務める V 氏である。つまりさきほど挙げた 7-Ⅳの経済状況は、実際には V 氏のそれを指している。他方で LC の場合は、もともと腹違いの弟が移住する予定だったものが、2008 年に彼らの父親が急死したため、あとを継ぐことになった弟が U

村に残り、移住の権利をLCに譲渡した結果生じたものである。

このほか特筆すべき事象として、不在世帯の現象がある。表1のKP、PB、PT、ZGの4世帯は長期に渡って移民村に住んでおらず、事実上の空き家になっている。PTは商売を好み、冬はT郷政府所在地で、夏はU村の放牧キャンプ地で小売店を経営している。移民村の家は仕入れのための倉庫としてしか使われていない。PBとKPは実家に預託した家畜が多すぎて人手が足りないため、帰省したまま滅多に戻ってこず、ZGはU村の小隊隊長の任に就いているため、年間の大半を実家で暮らしている。彼らの姿が見られるのは、半年に一度の補助金の支給月と、冬虫夏草の取引時のみである。これらの世帯にとっては、5年間にわたって支給される補助金類の取得が主要なメリットになっている。

なお、前述の通り筆者は4月と8月の二回、X移民村を訪問したが、この2つの季節で移民村内部の人口構成は大きく異なっている。4月訪問の際には移民村の中に多くの年寄りを見かけることができた。冬季（10月～4月）は家畜からの乳収量が減るなど草原の生活環境が厳しく、多くの移民世帯が実家に暮らす年老いた父母の世話を引き受けるためである。逆に冬虫夏草の採取や家畜の剪毛など、草原が忙しくなる夏期（5月～9月）にかけては、多くの世帯主が年寄りを伴って草原へ戻り、移民村には女性と学校に通う子供の姿しか見られなくなる。筆者が8月訪問時には、前出の不在世帯に加え、MB、YK、KRが家畜の世話のため帰省、DG、SD、LCの3名はいずれも自家用車を用いたU村および周辺地域への物資輸送などの仕事に忙しく、移民村には長期不在であった。

以上、本節で整理した2つの要点に、前章後半部で述べた冬虫夏草の採取権という要素を掛け合わせることによって、現場の牧畜民が「生態移民になる」ことについて行っている価値判断の具体的な中身を導き出すことができる。U村の25世帯にとって、「生態移民になる」プロセスにおいてもっとも気にかかったことは、まずは移転先となる移民村の利便性と供与される家屋など、移民としての待遇の問題であり、次に冬虫夏草の採取や家畜の預託処置にからむ移住後の放牧地の処遇に関する制度上の規定であった。移住政

策に興味を持った各牧畜世帯は、これらの条件を慎重に見極め、特に後者について行政府側が厳しく処置する意向を持たないことを十分確認してから、「生態移民に名乗り出る」という行動をとったのである。またこのような行動に踏み切る上では、この地方独特の「冬虫夏草経済」の浸透によって、従来生活を支える基盤であった家畜を手放しても現金収入の道に困らなくなっている現状が大きく関係している。三江源生態移民の対象区域のうち、冬虫夏草が潤沢に採取できる一部地域では、この 20 年近くの冬虫夏草の価格高騰によって、牧畜はすでに最重要の生計手段ではなく、自家消費レベルにまで後退している現象が見られる。移民世帯が親類に家畜を預託することを好むのは、移住先の都市部ではいままで家畜から日常的に手に入れることができた乳製品や肉・毛皮類、さらに牛糞などの乾燥燃料を現金で購入しなければならないことを知っているからである。

こうした背景の下で、本節②で見たように、生態移民を一種のビジネスチャンスと捉え、移住によって手に入れた都市部の環境を活かし、冬虫夏草による収入を自家用車購入に投じて村と都市とを結ぶ物流や小売業などで新たに生計を立てていこうとする移民の姿も見られた。彼らにとっては、T 郷周辺から移住してくる人が多ければ多いほど、それに伴う畜産品の運搬やひとの移動などの機会が増すため、移民村を拠点として故地に向けたビジネスを展開する意義が十分に認められるのである。

今回の生態移民を指揮した U 村の三役の側では、以上のような家畜の処遇をめぐる抜け駆けと移住権の売買・譲渡、不在世帯の存在など、実際の生態移民政策の規定からは逸脱してしまう事態の進展を早期に把握していた。だが先に見たように、現場のレベルでは「13 ムー」という数の集積によるノルマの達成が重要だったのであり、上記の行為を明確に「逸脱」として糾弾し、処罰するような必要性は感じられていなかった。単純化していえば、彼ら自身もまた村の人間であり、役人（U 村三役の 3 名はいずれも共産党員ではない）である以前にまず村の社会関係にからめとられた存在であるから、という答えが見いだせるであろう。

４．現状の整理とまとめ

(1) 現状の整理

本論では、個々の牧畜民自身が移住するにあたって行う価値判断を、主に経済的側面から詳しく見てきた。その結果、牧畜民たちが「生態移民になる」という選択をする上での判断材料は、一方で都市部への移転によって得られる子供の就学の利便性や病人に対する医療体制の充実、という直接的なメリットももちろんあるのだが、他方で、故地の村に残される生計手段がどの程度温存できるのか、ということが最大の関心事であり、移住するか否かの意思決定上に大きなウェイトを占めていたことが明らかとなった。

移住した全世帯にとって冬虫夏草の採取権は死活問題であり、毎年 5 月～6 月にかけては移民村の中は空っぽになる。この採取権にからむ一時的な草原への帰還に行政が目をつむることで、移住者たちは安心して移民村への転出を進めることができた。さらに、移住する前から経済条件が悪かった 10 世帯に比して、相対的に条件に恵まれていた 15 世帯は、移住に際して家畜の預託を行い、都市部での生活困難に備える構えを見せた。これにより、牧畜社会の伝統的な年貢制度の支えによって、都市部に移転した後も、冬虫夏草の採取と畜産品の売買という二本柱によって一定の経済水準を保つことができたのである。さらに、こうした世帯の中からは、収入の余剰分を自家用車や生活物資の購入につぎ込み、都市を拠点としながらも、人・モノの運搬や小売店舗の経営など、故地に向けたビジネスを展開する男性世帯主の姿も見られた。彼らから見れば、生態移民になることの重要性は、都市部と故地の草原を結ぶビジネスチャンスを開拓することができる、ということであった。この次元では、都市部に商売の拠点となる「場所」を持ち、そこを拠点として新たな生計手段の可能性を拡大させることが重要だったのであり、そこに暮らすことが必ずしも最大の目標ではない。この意味でも、移住世帯の多くがより大きな都市にある移民村への移転を希望し、その立地条件や利便性に大きな関心を寄せていたことの含意を推し量ることができる。

以上のように、移住する個々の牧畜世帯の側から見れば、「生態移民になること」の意義は当然「環境のため」ではなく、より可能性に開かれた生活の実現に向けた生計戦略上のひとつの選択肢であるにすぎなかった。一方、

三江源生態移民の社会適応を焦点とする中国学術界の先行研究においては、その社会学的アプローチの検討対象となるもっとも最少の単位は「移民村」というひとつの集合単位であり、その中では、個々の移住世帯は等しく「包摂されるべき客体」として一元化されて捉えられてきた。だが、本論で試行したように、個々の移住世帯を「よりよい生計手段を講じようと試みる独立した行為主体」として捉え、彼らの主体的選択を支える個別の文脈に目を凝らした場合、従来の視座では単に「原理原則からの逸脱」としか見られなかった牧畜民の能動的な行動の持つ含意を直接照射することが可能になる。

すでに第 1 章で述べたように、「生態保全上の効果」という原理原則を生態移民の至上目的に据える場合、移民村はその中に暮らす元・牧畜民を社会的に矯正し、都市生活に耐えうる近代的なアクターへと改造するための巨大な実験場として位置づけられる。そこには、牧畜民の生計戦略に見られるひとつの一貫性を持った能動的選択を「現代牧畜民が見せる適応戦略の一環」として個別に取り上げる余地はなく、基本的にあらゆる意味での「無力な弱者」としての彼らをいかにして「逸脱行為」に走らせることなく、速やかに主流社会に同化させていくか、ということが最大の関心事となる。

だが、ほかならぬその空間の内部に暮らすことになる個々の移住世帯から見れば、移民村は草原にとどまって牧畜を続ける母村と、移住先の都市社会との間に新たなつながりを生み出し、その両者の間に自らの生計戦略を講じていくための足掛かりとなる。彼らがその空間に見出す価値は、あくまでも「冬虫夏草の採取権」や「家畜の処遇」という個々の要素との関連で捉えられており、中央の為政者と研究者が期待するような「環境保全の文脈」がそこに浮上してくることはない。これが、本論が取り上げた部分移住が推進されている地域におけるひとつの典型的な実例であり、そこで起きている現象の把握には「都市」と「村」という 2 つの環境を同時に並行利用しようとする牧畜民たちの志向性を加味することが不可欠である。

本論では、現地調査の時間的・制度的制約から、U 村の 25 世帯というごく限られた範囲でのフィールドワークに基づく検討しか示すことができなかった。しかし、以上述べてきたような事象は、水源地から離れた地域で行われる部分移住の現実として相当の広がりをもっていることを申し添えておき

たい。筆者が経験したS県のより小規模な移民村の事例では、移民村と母村の距離が近いため、移民村には冬季でも6割ほどしか入居者がおらず、残りの4割の家は空き家になっていた。このことをS県のある行政担当者（チベット族）に尋ねたところ、「それらの移民村の大半が空っぽなのは承知しているが、移民村に縛り付けると本人たちも食べていけないのでどうしようもない」という回答であった。このような事象は「入居率の低下問題」として研究者にも知られており、すでに第1章で挙げた田ほか[2012]や索端智[2009]などがこれに言及している。一般的に、部分移住が課せられた地域で、母村と移民村の距離が近ければ近いほど入居率が下がっていく、というのが筆者の実感である。こうした事象を三江源全体に横並びにしてみた場合、不在世帯の人口規模は相当なものに上ると考えられる。

以上のような現状から、家畜の預託という行為も広範囲に発生していることが予測され、結果として村単位で見たときには、母村で継続して放牧される家畜の数は、各村の書記が管理する統計表に記載された「軽減された草原負担」の実績値とは実態上大きくずれていることが確実である。ここでも再び確認されるのは、「三江源生態移民」とは、母村人口の大多数から切り離された一部住民が都市部に一時的な生活の場を確保する、という現象にすぎず、送り込まれてきた移民たちは母村とのつながりを密接に保持したまま、都市部での仮暮らしをスタートさせる、という事実である。本論では、このような故地とのつながりにおいて移住後も持続する「牧畜民」としての属性に着目し、定住・定着後の彼らの行動パターンを紐解いてきた。以上の整理から判明するのは、一言でいえば、村の生活と町の生活を天秤にかけ、双方のより良い部分を両立させようとする生存戦略である。彼らはそのために政策の設計上の裏をかくような手立てを積極的に講じ、家畜を手放しても問題のないバックアップを十全に確保しておくのである。

生態保全への貢献を目的として、移民村の社会的包摂機能のみを論じるのではなく、視点を反転させて、牧畜民のコミュニティの側からどのように移民村の機能と条件を見渡すか。そのような見方の転換によって、これまでは把握されなかった牧畜民側の価値判断を焦点化し、さらにそれを全体的な社会変化の中に位置付けていく方途が開ける。こうした視野の中で見れば、「生

態移民村」という辺境社会に突如出現した新たな居住空間は、国家の描く大きな図式としての「環境のための移住」という政策目標を実現する場所であると同時に、そうした大きな図式のもとでは見落とされてしまう、辺境に生を送る牧畜民自身にとっての「より良い生存方法を模索するための場所」としても位置づけることができるのである。

⑵ まとめに～ポスト定住化社会の到来をめぐって

現在のチベット高原において、生態移民を含む牧畜民の「定住・定着」の流れは不可避である。すでにアフリカ北部からトルコなど西アジア、旧ソビエト圏の中央アジアなど広範な地域で進行しているように、牧畜民と国家との関係は、前者が後者によって拘束され、管理・統制されていく共通の物語を宿している。特異な高原生態系が持つ自然の障壁によって 1980 年代までほぼ手つかずの状態であったチベット高原の牧畜もまた、辺境地域の再編に並々ならぬ意欲を見せる中国共産党が新たに打ち出した環境主義体制の下で、同様の道筋をたどりつつある。

中国では、2013 年 10 月 21 日に行われた「三江源自然保護区の生態保護と建設の総体規格化」第一期に対する北京の専門家による事業評価を経て、同プロジェクト第二期の発動が決議された。第二期でカバーする地理的範囲は第一期の 15.2 万㎢から 39.5 ㎢へと拡大されており、これに伴って予算規模も第一期を大きく上回ることは確実である。これによって影響を受ける牧畜民は三江源の 50 万人全体を含み、さらにその周辺地域の牧畜に従事する世帯にも波及する。このような大規模な牧畜民の定住・定着政策の進展によって、今後遅くとも 10 年以内に、自然放牧に従事する牧畜民は中国の国土から一掃され、近代型定着酪農業への合理的な転換が急ピッチで進められることになる。

以上のように、国家の巨大な力によって定住・定着に向けた動きが加速していく今後の牧畜社会の行方を占う上でひとつ重要と思われるのは、「環境のため」という国家の思惑と、「生活のため」という牧畜民側の思惑のズレである。すでに見たように、部分移住の移民村において普遍的に志向される母村とのつながりの温存、すなわち家畜の預託と、冬虫夏草の採取や商売を目的

とする一時帰還といった事象は、確かに国家目標としての「草原負担の軽減」という観点から見ればマイナスであり、政府上級に報告されている「負担軽減面積」の数値は実態を正しく反映していないことになる。

これに関連していまひとつ留意しておくべきは、ゴロクのような典型的な冬虫夏草経済圏における草地使用の問題である。先に述べたように、ゴロク州政府治下のすべての草原は「草原使用証」によって登記され、国家が 50 年の年限で牧畜世帯に貸し与える、という規定になっている。移民村へ転出した世帯については、「生態保全のための移住措置」が解除されるまで当面の間「草原使用権」を停止し、その放牧地はフェンスで囲い込まれ、その中への立ち入りは制度上厳禁である。だが、実際には空になった草原、つまり「自然状態への回帰」を待っているはずの草原は、転出した世帯の親族や隣人によって利用されている。預託された家畜を養うためには既存の草地以上の面積が必要であり、そのためにフェンスの一部を切って余剰家畜をそこへ放つのである。冬虫夏草採取のために村へ戻ってくる移民世帯を受け入れることを含め、こうしたことはすべて「生活していくため」の手立てであり、これらの行為を「草原使用権」への背反として現場で咎め立て、違反者を処罰しようとする者は存在しない。

以上のような状況をふまえ、生態移民に伴う逸脱行為の存在を現場末端の政策担当者の怠慢に起因させる「原理原則」に囚われた一部の議論［cf. 孟 2011］を超え、現状を真摯に受け止めるならば、為政者側と住民側との間に認識上のずれを生み出す要因について改めて視線を注ぐことの必要性が感受される。近代社会への合理的適応を「善」とする包摂論ではなく、末端の牧畜コミュニティでより良い生計手段を保持するために環境政策を逆手に取る牧畜民たちのしたたかな実践の重要性に目を注ぐことがなければ、すでに第二期に入った生態保全政策に伴うさらなる定着・定住の加速の中で、為政者側と住民側の認識のずれはさらに大きく拡大していくことになるだろう。こうしたことを相対化するためのもっとも手近な鍵は、本論が着目してきたように、目の前にいる牧畜民たちの状況主義的なふるまいに注意深く目を凝らすことであり、それこそが、定住化によって牧畜社会を合理化しようとする国家と、その全体的な動きに対して個々に対処法を講じようとする牧畜世帯

との関係を再調整する上での糸口となるのではないか。そのためには、繰り返しになるが、生態移民の「逸脱行為」を原理原則への背反として戒めるのではなく、牧畜民の能動的適応戦略の一環として真正面から直視し、それを現在の市場経済化の中で進展する土地利用と家畜の位置づけの総体的変動にからめて論じていく必要があるだろう。そして場合によっては、辺境に対する国家環境主義の目標が真に「自然への依存度の低い近代産業牧畜」への切り替えにあるのならば、為政者側と牧畜民側の認識のずれに対するより深い理解の下で、果たしてその所期目標の達成のために牧畜民と家畜を切り離し、前者に一方的な改造を施す、という現在の施策が最良の方法であるのかどうか、その是非自体を含め、今一度牧畜社会の再編に関する議論を深めていく必要があるのではないだろうか。

註

1 「三江源」とはその名の通り、黄河・長江・瀾滄江という 3 つの大河の源流域が集中する、青海省の南半分と甘粛省のチベット族自治州の一部を合わせた、面積 30.25 ㎢、人口 55.6 万（うち 9 割がチベット族）、平均標高 4200m を超える純粋牧畜地域である。

2 生態移民はチベット地域のみならず、内モンゴルや寧夏など、西部辺境の水利重点地区において進められてきたが、特にチベット高原の三大河川源流域を対象とした移住政策は「三江源生態移民」と呼称されている。

3 ここでは、国家主導の開発プロジェクトがその環境言説の陰で隠ぺいしうる政治的意図をめぐる憶測についても付言しておくべきであろう。既述のように草原環境の変化にはさまざまな複合的な要因が折り重なって現象しているにも関わらず、過放牧をことさらに取り上げるのには、「遊動的な牧畜民を一か所に集めて、彼らの間に増殖する民族意識の管理を容易にするため」とか「重要な地下資源の密かな採掘に障害となっているから」というような、裏側に想定されうる別個の意図への批判が欧米の人権団体などから提起されている［cf. Human Rights Watch 2007］。

4 放牧地生態系をめぐっては従来、牧草地の草の量が飼養可能な家畜頭数を決定する「平衡系」と、草の量と家畜頭数が因果関係を持たない「非平衡系」の 2 つの系が用いられてきた。だが「動的平衡」においては、この 2 つが

ひとつの牧草地において混在しうると考え、双方の性質を連動的に捉えることで、放牧地の生態系をより包括的に理解することを目指している。

5 ごく少数であるが、呉玉虎・元西北高原生物研究所研究員のように、環境収容力の拘束性に囚われず、「人畜排除型の環境政策がかえって生態系を破壊する」という根本的な疑義を提起する論者は中国にも存在する（『瞭望東方周刊』記事「三江源生態保護：投入 75 億之後」参照）。だが、そこでの牧畜民側の能動性の把握はあくまでも伝統的な自然放牧と生態系システムの相関関係という場に固定されている。こうした意味で本論は、牧畜民が能動的な対応を要請される場がより広い社会的な文脈に開かれている現実に留意し、実際に都市部に移住して活路を切り開こうとする移住者たちのミクロな生計戦略までをこうした能動的対応能力の一環として捉えようとする点で独自性を持っている。

6 「青海堅持"生態立省" 寧可犠牲 GDP 也決不犠牲生態環境」（CCTV ネット, 2009-08-16, http://www.qtpep.com/bencandy.php?fid=50&id=844 ）

7 「『4 つの美』追求で経済発展＝青海トップの強衛氏-中国」（北京時事，2010 年 3 月 15 日付け日本語記事）の記事より抜粋。

8 本論ではチベット本土の現在情勢にかんがみ、インフォーマントとなった地域が特定されることを避けるため、主要な地名や人名について匿名を用いる。また、特定の数字（郷内の牧畜村の数、村の小隊の数、各行政単位内の世帯人口数など）や移転先の場所についても、同様の理由から加工を施し、論述の妨げにならない範囲で実際とは異なる内容に変更している。

参考文献

百楽司宝才仁・韓昭慶 2007 「試論三江源生態移民的文化変遷」『復旦学報（社会科学版）』2007 年第 3 期：pp. 134-140。

陳慶英(主編) 1995『蔵族部落研究』，中国蔵学出版社。

Goldstein, Melvyn. 1996 Nomads of Golok: A Report (Manuscript), Case Western Reserve University, Cleveland, Ohio.

Human Rights Watch 2007 *'No One Has the Liberty to Refuse': Tibetan Herders Forcibly Relocated in Gansu, Qinghai, Sichuan, and the Tibet Autonomous Region*, Report, Jun. 11, 2007.

李芙琴 2010 「浅析三江源生態移民区後続産業発展存在問題及発展対策」『青

海畜牧獣医雑誌』40 巻 5 期。
劉紀遠・邵全琴・樊江文 2009 「三江源区草地生態系統総合評估指標体系」『地理研究』, 第 28 巻第 2 期, 北京。
劉学敏・陳静 2002 「生態移民, 城鎮化与産業発展――対西北地区城鎮化的調査与思考」『中国特色社会主義研究』2002 年第 2 期：pp.61-63。
駱桂花 2009 「三江源生態移民安置与後続産業発展的社会調査」『青海民族学院学報(社会科学版)』第 35 巻第 2 期： pp.81-86。
孟向京 2011 「三江源生態移民選択性及対三江源生態移民効果影響評析」『人口与発展』第 17 巻 第 4 期。
内藤直樹 2009 『北ケニア牧畜民アリアールの開発・移動性・アイデンティティに関する民族誌的研究』、京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科提出博士論文。
桑才譲 2011 「対三江源生態移民文化適応性問題的調査与思考」『攀登（双月刊）』第 6 期：pp.15-20。
索端智 2009 「三江源生態移民的城鎮化安置及其適応性研究」『青海民族学院学報(社会科学版)』第 35 巻第 2 期：pp. 75-80。
孫暁剛 2012 『遊牧と定住の人類学――ケニア・レンディーレ社会の持続と変容』、昭和堂。
田朝暉・孫饒斌・張凱 2012 「三江源生態移民的貧困問題及其社会救助策略」『生態経済』2012 年第 9 期：pp. 169-172。
王培先 2000「生態移民：小城鎮建設与西部発展」『国土経済』第 6 期：pp.25-6。
韋仁忠 2013 「蔵族生態移民的社会融合路径探究――以三江源生態移民為例」『中国蔵学』第 1 期：pp.120-125。
張娟 2007 「対三江源区蔵族生態移民適応困境的思考：以果洛州扎陵湖郷生態移民為例」『西北民族大学学報（哲学社会科学版)』No.142 (3) :pp. 38-41。
趙宏利・陳修文等 2009「生態移民後続産業発展模式研究――以三江源国家級自然保護区為例」『静態経済』第 7 期総第 213 期。
洲塔・賈霄峰 2009 『黄河上流蔵区社会経済発展研究』, 民族出版社。

（animachin@hotmail.com）